

「適切な意思決定支援に関する指針」

基本方針

当院に通院・入院する患者さんは、疾患を抱えて治療、療養、生活を送るにあたり、いろいろな医療行為に対して意思決定をする必要があります。私達病院職員は、患者さん及び、ご家族や関係者の皆さまの意思を尊重するとともに、その意思決定が出来るように適切な支援を行います。

特に大きな問題となるのが

- 1, 人生の最終段階における医療行為選択の意思決定
- 2, 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者さんの意思決定
- 3, 身寄りがない患者さんの意思決定

です。このようなケースに対処するための当院の指針を以下に定め、活用していきます。

1, 人生の最終段階における具体的な医療・ケアの方針及び意思決定支援

1-1：ご本人の意思が確認出来る場合

- ① ご本人による意思決定を基本とし、ご家族等も関与しながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」を参考に、各職種から構成される医療チームが協力し、医療・ケアの方針を決定します。
- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更、患者さんやご家族を取り巻く環境の変化等により、意思は変化することがあります。医療チームは、ご本人が自らの意思をその都度示し、伝えることが出来るように支援します。ご本人が自らの意思を伝える事が出来なくなる可能性もありますので、そのような時の対応について、予めご家族等を含めた話し合いを行います。

1-2：ご本人の意思が確認出来ない場合

- ① ご家族等がご本人の意思を推定出来る場合には、その推定意思を尊重し、ご本人にとって最善である医療・ケアの方針を医療チームとともに慎重に検討し、決定します。
- ② ご家族等が本人の意思を推定出来ない場合には、ご本人にとって何が最善であるかについて、ご家族等と医療チームにより十分に話し合い、決定します。
- ③ ご家族等が判断を医療チームに委ねる場合、または、ご家族等がいない場合は、ご本人にとっての最善である医療・ケアの方針を医療チームが慎重に検討し、決定します。
- ④ ①②③による決定が困難な場合、医療チームからの申し入れにより必要と判断される場合は、東京慈恵会医科大学附属第三病院臨床倫理検討会議で、その方針を審議のうえ決定します。

2, 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者さんの意思決定支援

障害者や認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限りご本人の意思を尊重し、反映をしながら意思決定を支援していきます。ご家族及び関係者と医療チームが関与して、その意思決定を支援していきます。

3, 身寄りがない患者さんの意思決定支援

身寄りがない患者さんにおける、医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なります。介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、ご本人の意思を尊重し、厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その意思決定を支援していきます。

いずれも、決定内容などを電子カルテに記載し保存します。

4, 参考資料

- ・ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
厚生労働省 2018 年 3 月改訂
- ・ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
厚生労働省 2018 年 6 月
- ・ 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する
ガイドライン 研究代表者 山縣然太郎

2022 年 9 月 1 日制定

東京慈恵会医科大学附属第三病院 病院長